

第4次 富良野市農業及び農村基本計画（案）



令和6年 月



富 良 野 市

目 次

I 章	計画策定の基本的な考え方	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画期間	1
(3)	計画の位置づけ	1
(4)	計画の推進体制	2
(5)	基本理念	2
(6)	計画を推進するための関係者の責務と役割	2
II 章	農業及び農村に関する施策についての基本的な方針	5
(1)	富良野市の農業・農村の現状と課題について	5
(2)	情勢の変化について	6
(3)	第4次基本計画における取り組みの方向性について	7
(4)	施策の重点取り組みと取り組み指標について	9
III 章	農業及び農村に関する施策	15
1 節	農業の持続的発展に関する施策	
(1)	農業の担い手の育成及び確保	16
(2)	需要に即した生産の促進	21
(3)	農地の有効活用	22
(4)	経営発展の基礎となる条件整備	24
(5)	経営の発展に向けた多様な取り組みの促進	25
(6)	環境と調和のとれた農業生産の推進	26
2 節	農村の維持及び振興に関する施策	
(1)	集落機能の活性化	27
(2)	農村地域の多様な担い手の確保	27
(3)	多様な主体の参画による地域固有の資源の維持及び活用	28
(4)	地域の持続的かつ自律的発展に必要な条件整備	28
3 節	農畜産物の安全及び安心を確保するための施策	
(1)	安全及び安心を確保するために必要な条件整備	29
(2)	食に関する情報提供の充実	30
(3)	生産者と消費者の交流を通じた信頼関係の構築	31
(4)	市内流通の確保	32

参考資料

1	富良野市農業及び農村基本条例	33
2	策定経過	38
3	アンケート調査	41
4	用語解説	48

I 章 計画策定の基本的な考え方

(1)計画策定の趣旨

本市の農業は、日本の食料基地である北海道の主要な産地として、これまで国内食料自給率の維持に積極的に貢献してきており、重要な役割を果たしています。

しかし、輸入農作物の増加や少子・高齢化の進行による国内市場の縮小、食習慣の変化による消費者ニーズの多様化、農業者の高齢化・担い手不足など農業・農村を取り巻く環境は様々な変化に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症による影響の継続に加え、ロシアによるウクライナ侵略等を背景として、農業においては持続可能な農業構造の実現に向けた取組が益々重要となっています。

このように、目まぐるしく変化する情勢であります。本市では課題に的確に対応し、環境に配慮しながら将来にわたり良質な食料を安定供給できる豊かな田園都市の実現をめざすため、平成 20 年 12 月に「富良野市農業及び農村基本条例」(以下「基本条例」という。)を制定、平成 21 年 3 月に「第 1 次富良野市農業及び農村基本計画」を策定して以来、平成 31 年 3 月策定の「第 3 次策定富良野市農業及び農村基本計画」に至るまで、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本条例の条項に沿って中期的な施策の目標や内容を明らかにしてきております。

今回の策定する新たな「第 4 次富良野市農業及び農村基本計画(以下「基本計画」という。)」も同様に、市農政推進の指針となるだけでなく、関係機関・団体、生産者、消費者等の各主体が情報を共有し、それぞれの役割に応じて、主体的に取り組みを進める上での共通の指針となるものと考えています。

(2)計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

社会経済情勢の変化などにより、この基本計画の推進に大きな影響がある場合には、市民からのパブリックコメントや富良野市農政審議会等の意見を聞いて、計画の見直しなど必要な措置を行います。

(3)計画の位置づけ

この基本計画は、農業・農村を取り巻く環境の変化を踏まえ、農業振興に関する今後の 5 年間の目標や施策の方向などを示す分野計画として、第 6 次富良野市総合計画に即して策定します。

また、この基本計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」、北海道の「第 6 期北海道農業・農村振興推進計画」の趣旨を踏まえるとともに、本市の各種計画との整合性を保つものです。

(4)計画の推進体制

基本計画の推進にあたり富良野市農業及び農村基本条例の目的に沿って、農業者、農業団体の主体的な取組みを基本に、市民、事業者並びに国、道その他の機関と連携・協力し、「環境に配慮し将来にわたり良質な食料を安定供給する豊かな田園都市」をめざすものとします。

この基本計画を着実に推進するため、市が実施する施策、事業を計画的、効果的に推進するとともに、その結果や効果を検証し、必要に応じて基本計画を見直します。

(5)基本理念

今回策定した基本計画を着実に推進するためには、基本条例第3条に定めた基本理念を市、農業者をはじめ市民全体が共通の認識とすることが重要になります。

◆基本理念①

本市農業は、優良な農地、農業資源及び担い手を適切に確保し、地域特性を踏まえた望ましい農業構造を確立し、将来にわたり持続的な発展を図ることで、多様化する需要に即した良質な食料を安定的に供給するとともに、食料自給率の向上に貢献するものとします。

◆基本理念②

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤として役割を果たすものであるため、農畜産物の供給機能及び国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面にわたる機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生産条件及び生活環境の整備その他の福祉の向上を図るものとします。

(6)計画を推進するための関係者の責務と役割

1項 市の責務(条例第4条)

市は条例に規定する基本理念にのっとり、農業及び農村に関する総合的な施策を推進する責務を有するものとしました。

市は、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び北海道との適切な役割分担を踏まえて、市の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有します。

市は、農業及び農村に関する施策への市民理解を促進するための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとしました。

2項 農業者の責務(条例第5条)

農業者は自らが農村におけるまちづくりの重要な役割を担っていることを認識し、農業及びこれに関連する活動を行うにあたっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

3項 農業団体の責務(条例第6条)

農業団体は、農業及び農村に関連する活動を行うにあたっては、基本理念の実現に主体的に取り組むように努めるものとします。

また、専ら農業を営む者及び経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう生産、流通その他必要な施策を講ずる責務を有することとします。

4項 市民の役割(条例第7条)

市民は、農業及び農村が市民生活に果たしている役割について理解を深め、多面的機能の維持活動への参画、地域で生産される農畜産物の積極的な消費に努めるとともに、市が

実施する施策に協力するものとします。

5項 事業者の役割(条例第8条)

事業者は、基本理念にのっとり、農業及び農村の発展に積極的に協力するものとします。

また、食料の加工、流通及び販売に携わる事業者は、地域で生産された農畜産物を積極的に使用し、また、活用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

6項 農政審議会の役割(条例 15 条)

農政審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行い、市長に意見を具申するものとする。

- (1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること
- (2) 前号に掲げるものの他、農政に関する重要な事項

〈富良野市農業及び農村基本条例の概要〉

目的(第1条)

この条例は、農業及び農村に関する基本理念、その実現に必要な基本的施策、市、農業者、農業団体の責務、市民及び事業者の役割を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、環境に配慮し将来にわたり良質な食料を安定供給する豊かな田園都市を実現し、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

基本理念(第3条)

- ①望ましい農業構造を確立し、良質な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上に貢献する。
- ②農業生産条件及び生活環境の整備その他の福祉の向上を図り、農業生産の基盤である農村を維持・振興する。

関係者の責務、役割(第4条～8条)

①市の責務

- ・総合的かつ計画的な施策の推進
- ・国、道との役割分担を踏まえ、市の区域の特性に応じた施策の実施

②農業者の責務

- ・農村におけるまちづくりの重要な役割を担うこと
- ・施策への協力

③農業団体の責務

- ・基本理念の実現に主体的に取り組む
- ・経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な経営ができるよう必要な施策を講じること

④市民の役割

- ・農業及び農村に関する理解を深めること、多面的機能の維持活動への参画、地元産農畜産物の積極的な消費に努めること
- ・施策への協力

⑤事業者の役割

- ・農業及び農村の発展に積極的に協力すること
- ・地域で生産された農畜産物を積極的に使用又は活用すること
- ・施策への協力

基本的施策(第9条～13条)

- ・基本計画の期間は概ね5年
- ・基本計画に掲げる事項
 - ①施策についての基本的方針
 - ②主な施策及び目標
- ・施策についての基本的な事項
 - 各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行うこと。
- ・基本的施策
 - ①農業の持続的発展に関する施策
 - ②農村の維持及び振興に関する施策
 - ③農畜産物の安全及び安心を確保するための施策

農政審議会(第14～19条)

- ・市長の諮問に応じ、基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関することや農政に関する重要な事項についての調査審議

Ⅱ章 農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

(1)富良野市の農業・農村の現状と課題について

本市の農家1戸当たりの作付耕地面積は、令和3年には約 16.8 ㌦と年々増加している。

また、個人経営体のうち、主業経営体の占める割合が 78.0%となっており、専門的な農業経営を中心とした大規模経営による低コストで生産性の高い農業が展開されている。

しかしながら、農家戸数は年々減少しており、令和3年では 540 戸となっているほか、農業就業人口における高齢者の占める割合についても、65 歳以上の割合が 39.6%と、高齢化が進行している状況にある。また農業後継者がいない農家の割合も高いことから、農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後も農家戸数の減少が懸念されている。

このように、農業従事者の高齢化等により農業労働力が減少する中で、これまで本市農業の中核を担ってきた農業者のリタイアの進行に伴い、農地処分の増加が見込まれるなど農地の需給ギャップの拡大が懸念されている。

また、海外においては、人口増加・所得向上により、農林水産物・食品の市場は約 1.5 倍に拡大すると見込まれている。我が国においても様々な国際貿易協定が発効され、世界の GDP の6割を占める巨大な市場が構築されるなど、さらなる産地間競争の激化が懸念されている。今後も経済連携・自由貿易の流れは進められていくと考えられる。

一方、消費者の「食」の安全・安心に対する関心の高まりや食のニーズの多様化、「体験型・交流型」旅行に対するニーズの増大など、国民の農業・農村に対する期待はますます大きくなるとともに、多様化している。

また、「食料・農業・農村基本法」や「食料・農業・農村基本計画」に基づき、経営所得安定対策の着実な推進や農地中間管理機構等を活用した担い手への農地集積・集約化、6次産業化および食品の輸出等による食料の安定供給や農業・農村の持続的な発展・振興など、農業を取り巻く状況は大きく変化してきている。

これらの課題に対応し、本市が道内有数の野菜産地であるとともに食料供給地域として、「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた食料自給率の向上に最大限寄与していくためには、農業及び農村に関する各種施策を展開し、環境に配慮した将来にわたり良質な食料を安定供給する豊かな田園都市の実現に向けて、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するとともに、これら農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要である。

(2)情勢の変化について

第3次基本計画(策定時～直近)における、国内外・市内農業に影響を与える事項を以下のとおりダイジェストに記述する。

① 国際情勢の変化について

- ・人口の増加や経済発展に伴う食糧需要の高まり
- ・コロナ禍における物流の混乱やウクライナ侵略を起因とする食料安全保障上のリスクの高まり
- ・進むグローバル化(リアルとデジタル双方)
- ・動き始めた人流
- ・気候変動による局地的災害の懸念増

② 国内情勢の変化について

- ・少子高齢化・リタイアの加速
- ・労働力不足・労働力確保の競争加速
- ・資材・燃料・肥料・飼料等の高騰(全体の値上げ)
- ・輸入による食料や生産財の国内資源の利用拡大の方向
- ・国の畑地化の推進、堆肥等の国内資源の利用拡大の方向
- ・持続可能(SDGs・ゼロカーボン)な動きの広がり
- ・食料・農業・農村基本法の見直し
- ・インボイス制度開始
- ・自動運転「レベル4」の段階へ
- ・大阪万博 2025

③ 市内情勢の変化について

- ・2年連続して JA ふらの収益増(過去最大)2022.2023
- ・たまねぎ選別施設稼働 2023～
- ・哺育育成センター稼働 2024～
- ・緑峰高校×富良野高校の再編統合 2025～
- ・国営富良野山部南富地区基盤整備開始 2026～

(3)第4次基本計画における取り組みの方向性について

「現在の本市食料供給力を維持し、持続可能な農業発展へ」

「稼げる農業、持続可能な農村」に向けて次の4点を重点項目とします

1. 多様な人材の確保・育成
2. 持続可能な生産基盤
3. 生産性の高い農業農村
4. ふらのブランドの確立

1. 多様な人材の確保・育成

- ・ 市内の労働力確保
農業者の減少等により、農業の持続性が損なわれる懸念があり、新規就農の促進、高齢者、障害者などを含む多様な人材の確保、新たな農業支援サービスの定着を進めていく。
- ・ 市外からの労働力確保
関係人口を創出・拡大し、市外からの労働力を確保していく。また、外国人材の円滑な受入、共生社会の基盤整備を推進していく。
- ・ 労働力を維持
農業に携わっている人材を持続的に確保していくために労働環境の改善を行っていく。Uターン、農家子弟が戻ってしやすい環境の整備を行っていく。

2. 持続可能な生産基盤

- ・ 農村を維持し、次の世代に継承していくために、所得と雇用機会の確保や、農村に住む続けるための条件整備をしていく。
- ・ 近年、大規模な自然災害が頻発し、農業関係の被害額は増加傾向にあるため、リスクに備えた農業保険の普及促進・利用拡大、また農地や農業用施設への被害抑制に向けた施設整備等を推進していく。
- ・ 物価高騰への対応や、環境に配慮した生産体制の構築をしていく。

3. 生産性の高い農業・農村

- ・ 農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、ICT 技術を活用したスマート農業、農業の DX 化を進めると共に、通信環境の整備も快適な農村生活には必要となってくるため、消費者ニーズに対応した価値を創出・提供していく。

4. ふらのブランドの確立

- ・ 農村における新たな活力を創出していく。
- ・ 6次産業化を発展(品質の向上、信頼確保)させて、農畜産物以外の多様な地域資源も活用し、地元の企業も含めた多様な主体の参画によって付加価値を創出していく。
- ・ 野菜を核とした健康増進の取り組みを加速させ、ふらの野菜のブランド化と農業者や市民、旅行者に向けた発信を強化していく。

(4)施策の重点取り組みと取り組み指標について

「多様な人材の確保」「持続可能な生産基盤」「生産性の高い農業農村」「ふらのブランドの確立」のそれぞれの項目において重点取組を掲げて進めていきます。

1. 多様な人材の確保・育成

重点取組

- ・ 就農住宅改修支援
- ・ アグリケーション体験
- ・ 経営継承発展支援

2. 持続可能な生産基盤

重点取組

- ・ 有害鳥獣駆除対策
- ・ 国営富良野南富地区・富良野西地区の推進
- ・ 化学肥料低減の取り組み

3. 生産性の高い農業農村

重点取組

- ・ スマート農業の推進

4. ふらのブランドの確立

重点取組

- ・ シティプロモーション × 農／食（健幸）

令和6年度から具体的に検討している、または実施する新たな事業(案)を記載します。

1. 多様な人材の確保・育成

重点取組 就農住宅改修支援

新規就農者が就農する際に取得する住宅は築年数が何十年も経過しており、そのまま住むには生活面・利便性の点において様々な支障があります。自己負担でリフォームをする場合、多額の費用がかかることが予想され、自己資金を就農のために使う事を考えればリフォームするための資金が無いのが実情です。新規就農者が取得した住宅のリフォーム費用を補助することで住環境の整備、さらなる新規就農希望者の確保につなげていきます。

◇取組の概要

新規就農者が入居する住宅をリフォームした際の費用について一部助成します。

重点取組 アグリケーション体験

シティプロモーション推進課で行っているワーケーションについて利用者が一定数おり、受入地として一定の成果を上げている状況です。滞在日数も長期にわたり、市内の消費額に貢献しているものの、関係人口などの副次効果で課題が生じている状況です。

そこで、ワーケーション事業と連携し、市内のワーケーション利用者が農作業ボランティアをしながら自らの仕事を行う「半農半x」への取組を行い、多様な人材の確保・働き方を推進します。

◇取組の概要

定植(5月)及び収穫(8月)時期に農作業を体験(半日)した際の体験費を助成します。

◇活用する事業

ワーケーション展開費用助成金(市シティプロモーション推進課所管)

重点取組 経営継承発展支援

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、農業の持続的な発展を図るためには、農業をはじめとする地域の経営資源を次世代に継承していく必要があります。

また、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化も進行していることから、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的とする経営継承・発展支援事業に基づく経営発展計画で採択された事業に対して支援します。

◇取組の概要

中心経営体から経営を継承した後継者が、農水省事業である経営継承・発展支援事業に基づく経営発展計画で採択された事業に対し支援します。

◇活用する事業

経営継承・発展支援事業（農林水産省）

経営継承・発展支援事業補助金（市独自）

2. 持続可能な生産基盤

重点取組 有害鳥獣駆除対策

有害鳥獣による農作物被害を軽減し、安定した農業経営を維持するため、効果的・効率的な駆除の検討や、高齢化等により減少しつつあるハンターの育成・確保に努めるとともに、老朽化した防鹿柵の維持管理や電気牧柵の設置補助など防除対策も実施していきます。

◇取組の概要

- ①ICT を活用した有害鳥獣の捕獲・追い払い等の導入
- ②新規銃猟免許取得及びわな猟免許取得の助成
- ③捕獲した有害鳥獣の処理施設設置の検討
- ④老朽化した防鹿柵の更新の検討
- ⑤電気牧柵の設置補助

◇活用する事業

鳥獣被害防止総合対策事業（農林水産省）

中山間地域等直接支払交付金（農林水産省）

重点取組

国営富良野南富地区・富良野西地区の推進

計画地域の農地は小区画であり、土地条件により排水不良が生じており、また田と畑の土地利用が混在する中で離農跡地の取得によって農地の分散化も見られるといった作業効率の悪い生産基盤となっている。

このような圃場に区画整理を施行し、圃場の大区画化、集約化、排水改良等と土地利用計画に対応した用水施設の整備を行う。更に区画拡大により ICT をより効率的に活用し、生産性の向上、地域農業の発展を図る。

◇取組の概要

- ①国営農地再編整備事業の実施に向けた調査推進
- ②事業実施による圃場、用水施設、排水施設等の整備

◇活用する事業

国営農地再編整備事業（農林水産省）

重点取組

化学肥料低減の取り組み

肥料価格の高騰に伴い農業経営に影響が生じていることから、海外原料に依存している化学肥料の使用量の低減を図るため、地域の適した肥料コスト低減体系確立に向け、慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を図り、持続可能な生産基盤を構築していきます。

◇取組の概要

- ①土壌診断による施肥の適正化を推進
- ②堆肥・下水汚泥資源・食品残渣など市内資源の肥料資源利用拡大対策
- ③セクションコントロールシステム活用による使用量の適正化、リモートセンシング技術を利用した可変施肥体系の確立など、次世代型スマート農業の普及拡大

◇活用する事業

肥料コスト低減体系緊急転換事業（農林水産省）

肥料価格高騰対策事業（農林水産省）

3. 生産性の高い農業・農村

重点取組 スマート農業の推進

農家戸数が年々減少し、一戸当たりの作付耕地面積が拡大傾向であることから労働力不足が深刻化している。新規就農受入の園芸作物は労働集約型であり、露地野菜や水稻との複合経営も多い。また、酪農は長時間労働が常態化しており、土地利用型作物は耕地面積の上限引き上げが求められている。このような状況下で食料供給力を維持していくため、ICT 技術を用いた農作業の省力化について重点的に取り組む必要がある。

◇取組の概要

労働力不足が深刻な中、本市の食料供給力を維持するため、ICT 技術を用いたスマート農業による農作業の省力化を図るため、通信環境整備により不感地帯をなくし、生産性の高い農業を目指します。更に、情報通信技術活用により「市民生活の質の向上」と「地域経済の活性化」を図り農村を維持していきます。

2050 年ゼロカーボンシティの表明をしており、脱炭素社会に向けた地球温暖化の原因となる温室効果ガス(GHG)の排出削減に向け積極的にスマート農業を推進します。

◇活用する事業

スマート農業促進支援事業補助金(市独自)

農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)

取 組 指 標

	(現状値)	(目標値)
スマート農業導入戸数	92件(R4)	120件(R12)
農作物作付面積	9,054.7ha(R4)	9,000ha 以上維持

4. ふらのブランドの確立

重点取組 シティプロモーション × 農／食（健幸）

富良野市にかかわるすべての人々が、彩のある生活を送り、健康で生きがいを感じ、安全安心な生活を送ることでココロもカラダも幸せが実感できる健幸都市を目指しています。多種多様な農畜産物が生まれる富良野市では、一年を通して季節の野菜とそれを活用した商品を食べてもらえるように、信頼されるふらのブランドとして市の「農畜産物」の魅力を発信するシティプロモーションを実施します。また、知ることから食べることに繋げることとブランドの確立のために民間との連携を図り、様々な取り組みを実施します。

◇取組の概要

- ①健幸事業 ②食育事業 ③地産地消の促進 ④商品開発
- ⑤ふらの産品のプロモーション ⑥ふるさと納税

◇活用する事業

いきいきふるさと推進事業助成金(北海道市町村振興会)

Ⅲ章 農業及び農村に関する施策

前期計画の課題検証の上、情勢の変化を加味し、今後の施策展開、方向性について記載しています。

1. 農業の持続的発展に関する施策

- (1) 農業の担い手の育成及び確保
- (2) 需要に即した生産の促進
- (3) 農地の有効活用
- (4) 経営発展の基礎となる条件整備
- (5) 経営の発展に向けた多様な取り組みの促進
- (6) 環境と調和のとれた農業生産の推進

2. 農村の維持及び振興に関する施策

- (1) 集落機能の活性化
- (2) 農村地域の多様な担い手の確保
- (3) 多様な主体の参画による地域固有の資源の維持及び活用
- (4) 地域の持続的かつ自律的発展に必要な条件整備

3. 農畜産物の安全及び安心を確保するための施策

- (1) 安全及び安心を確保するために必要な条件整備
- (2) 食に関する情報提供の充実
- (3) 生産者と消費者の交流を通じた信頼関係の構築
- (4) 市内流通の確保

1. 農業の持続的発展に関する施策

(1) 農業の担い手の育成及び確保

① 農業現場を支える人材確保

現状と課題

平成12年に富良野市が農業体験者滞在施設（通称：ヘルパー寮）を建設し、(株)アグリプランが管理委託業務を行っている。農業ヘルパーの採用については、求人媒体の活用と主要都市や連携 JA での説明会を開催しながら、日本全国様々な地域から年間約100名を確保している。

施設は男性と女性が別棟になっており、この宿泊施設を利用できることが、働き手を確保している大きな要因となっている。



⇒施設の更なる待遇改善が必要となってきております。

⇒農業ヘルパーの優秀な人材を継続的に確保していく必要があります。

⇒酪農ヘルパーの人材が固定化、高齢化しており、新たな人材を確保していく必要があります。

⇒農業ヘルパーの確保は先細りしており、新たな取り組みが必要です。

⇒作業現場までの距離的な問題の解決に努める必要があります。

農家戸数・農業就業人口等の推移

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
販売農家戸数	1,014戸	840戸	685戸	620戸	581戸
農業就業人口	3,034人	2,305人	1,855人	1,664人	1,516人
うち65歳以上	769人	724人	614人	571人	601人
	25.3%	31.4%	32.6%	34.3%	39.6%

資料：農林水産省「農林業センサス」

施策の内容

- 担い手育成機構を中心に、新規参入者や農業後継者など多様な担い手を確保・育成するため、充実した研修制度を確立します。
- 既存公共財産(教職員住宅等)を活用した「寮」の確保に努めます。
- 農業体験者滞在施設の環境改善を図り、農業ヘルパーの確保に努めます。

② 多様な人材が活躍できる農業の働き方改革の推進

現状と課題

女性が働きやすい(＝誰もが働きやすい)環境への促しとして、ふらの未来農業エキスポにて、雇用環境に関するゼミの継続開催や、定着に向けた環境づくりを啓発する「ふらのエリアの農業パート・外国人受入ガイドブック」を富良野市営農活性化対策協議会にて作成し、JA 部会や関係機関と連携し広報に努めています。

ふらのエリアの農業パート・外国人受入ガイドブック



⇒啓発から行動を促すための有効な施策を実施していく必要があります。

⇒子育てを終えた方を抱え込む新たな施策を考えていく必要があります。

施策の内容

- 農業従事者の高齢化や担い手不足を補完し、農機具導入に係るコスト低減を図るため、コントラクターなど作業受託組織の整備や農作業支援を推進します。
- 労働時間の柔軟化や休暇制度の導入、福利厚生充実など、働き手が自分の生活と両立できるワーク・ライフ・バランスを尊重する取り組みを推進します。
- 農業と別の仕事を組み合わせた「半農半 X」などの多様な農業への関わりを推進していきます。
- 各産業間連携による多様な人材とのマッチングなど、人材の流動化で労働力を生かしていきます。
- 特定技能制度による農業現場での外国人材の円滑な受け入れに向けた環境整備を推進します。

③ 新たな確保手段の検討

現状と課題

繁忙期が異なる3産地の JA(ふらの、おきなわ、にしうわ)において募集活動の協力をを行い、年間を通じて仕事ができる体制を構築してきております。



出典:農林水産省

令和3年度実績

西宇和	→	ふらの	27人
沖縄	→	ふらの	5人
西宇和	→	沖縄	1人

⇒施設園芸で必要とされる短期間・短時間での労働力確保するため、デイワークなどの農業バイトアプリマッチングサービスの活用、農業ヘルパーと協調できる体制づくりを構築する必要があります。

⇒短時間雇用の要望者とのマッチングに取り組む必要があります。

施策の内容

- 農業従事者が減少・高齢化する一方で、福祉現場では働きたい意思がある障害者、認知症の方等の働く機会の確保や生きがいづくりの場が求められおり、関係機関と連携し農福連携に取り組めます。
- ワーケーションと農業の結びつきを強化し、新たな労働力確保に努めます。
- ふるさとワーキングホリデー等により関係人口を創出し、市外からの労働力確保に努めます。
- 短期間・短時間での労働力確保のため、デイワークを推進します。
- 農業ボランティア(援農)など市内の労働力の掘り起こしを行い、労働力不足の解消に努めます。
- 農業のやりがい・楽しさ・魅力を発信し、担い手確保に繋がります。

④ 次世代の担い手育成・確保

現状と課題

令和元年より農家子弟の就農1年前から就農後3年目までの定着率を向上させるため、スマート農業導入を支援している。国・道・市または農業団体が実施する補助事業で採択された事業に対し、10%を上限に上乗せ補助(50万円上限)を行うことにより次世代を担う担い手を確保し、農業の生産規模を維持している。

農家子弟就農促進事業補助金交付状況 〈資料:富良野市経済部農林課〉

	2019年	2020年	2021年	2022年
対象者	3件	10件	3件	5件
補助金額	786,000円	1,494,000円	550,000円	551,000円

農家戸数・農業就業人口等の推移 〈資料:農林業センサス〉

	2005年	2010年	2015年	2020年
販売農家戸数	840戸	685戸	620戸	581戸
農業就業人口	2,305人	1,885人	1,664人	1,516人
うち65歳以上	724人 (31.4%)	614人 (32.6%)	571人 (34.3%)	601人 (39.6%)

農業後継者がいる戸数 〈資料:農林業センサス〉

	2005年	2010年	2015年	2020年
販売農家戸数	840戸	685戸	620戸	581戸
後継者がいる戸数	204戸	199戸	141戸	105戸

⇒農家子弟が農家になりたい・継ぎたいと思う機会はいつ、なぜ生じるのか、また逆になりたくないと思うのはなぜかの検証とそれに沿える支援の検討。

施策の内容

- 継続候補者となる農家子弟の確保のため、設備や機械投資を支援します。
- 2025年に富良野高校と富良野緑峰高校が統合になるが、実践的・発展的な教育内容が継続、充実していくため、地元農家と連携し先進的な農業経営者等による出前授業、交流研修など支援します。
- 営農支援や資金支援、教育・研修プログラムなど専門知識や資金面でのサポートを行います。
- 親子間・親族間を含めた担い手の計画的な経営継承、継承後の経営改善等を支援するほか、移譲希望者と就農希望者とのマッチングなど、第三者への継承を促進します。

⑤ 子育て世代の女性が安心して働ける状況へのサポート体制のあり方を検討 現状と課題

子育て世代の女性でも働きやすい環境を整備し、従事者の増と定着を目指す取り組みを実施する農業者団体「ふらのアグリガール育成協議会」発足を支援している。また、農家のオシゴト体験会を市の主催や前出の協議会に協力をしながら毎年実施しています。

農ある暮らし
してみませんか

参加費
無料

女性が自然と
離れる場所の
お手伝い

大好評につき 第2弾!!

未経験者
大歓迎!

名産家さんから
ミニトマトや
メロンの
お土産付き

農業でもこんな多様な
働き方ができます。

ミニトマト
7/15(金)~7/18(月)10:00~12:00
※期間中のご希望の日にちを1日お選びください
申込み・問合せ TEL 080-5115-5486
場所 益田農園 東京都市都市

メロン
7/23(土)13:00~15:00
申込み・問合せ TEL 090-7050-0368
場所 相馬農園 東京都市東山

ミニトマト
7/21(木)~7/24(日)10:00~12:00
※期間中のご希望の日にちを1日お選びください
申込み・問合せ TEL 090-7054-9580
場所 蔵ファーム 東京都市幸田二区

※参加人数・定員になり次第締め切り
※受付開始日/2日前まで

主催 /
ふらのアグリガール
育成協議会



⇒マッチングに向けた情報発信、協議会員の増加や新たな発足など波及効果を得るための方策。

施策の内容

- 保育施設の広域的な協力体制を構築し、安心して働きに出られる状況をつくるサポート体制のあり方を検討します。
- 中長期滞在者の子どもを預けられる施設の受け入れ体制の整備に努めます。

(2) 需要に即した生産の促進

現状と課題

- ・JA からの各生産部会による試食販売は、コロナ禍は実施できていなかったが、令和5年から徐々に再開をしていくこととしている。
- ・からの未来農業ゼミナールの開催により新たな販路開拓に必要となる取り組みを支援している。

(実施したゼミナールの内容)

R2 ネットショップ開設の基礎講座、SNS を活用したネットショップ集客術

R3 産地 EC サイトを使った販路拡大の方法



施策の内容

- 観光と連携した本市の農畜産物の国内外でのプロモーションを行い新たな市場の開拓を行います。
- ふるさと納税返礼品の需要に即した農畜産品確保や、新商品開発を推進します。
- 国の経営所得安定対策等と連動し、収益力向上への取り組みを促します。
- 自然災害や価格下落等のリスクに備え、収入保険の普及促進、利用拡大を図ります。
- 需要が拡大する加工・業務用野菜について、生産体制の強化を図るため、環境制御技術等を活用したデータ駆動型農業への転換を推進します。

(3) 農地の有効活用

現状と課題

- ・農業振興地域整備計画を随時見直し(除外、編入、用途変更)を行い、適正な土地利用の推進を行った。
- ・農業委員会では毎年農地パトロールを行い、農地の利用状況を把握するとともに、遊休農地の発生を未然に防止している。遊休化している農地については、農業委員と連携し解消に努めている。

令和5年度から衛星、ドローン画像を活用し実証実験を行う。

- ・耕作放棄されそうな土地(傾斜地が多い中山間地域)にあつては、農業生産活動が不利な地域は交付金を支払い耕作放棄防止等に努めている。

→551名、交付対象面積 20,005,074㎡

- ・令和5年4月の法改正により、農地取得に関して規制が緩和され、非農業者が小規模農業に参入しやすくなった。

→農業収入だけでの生活は困難。高齢からの農業参入の場合は持続性の問題がある。

経営耕地の状況

(単位：ha)

		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
販売農家の経営耕地面積		9,496	9,002	8,775	8,477	8,448
	うち田	2,551	3,221	3,107	2,861	2,657
	うち畑	6,498	5,780	5,667	5,615	5,791
	うちハウス設置面積	159	226	222	214	209
農家一戸あたり経営耕地面積		9.3	10.7	12.8	13.7	14.5

資料：農林水産省「農林業センサス」

施策の内容

- 農業の維持・管理を適切に行うため、農業振興地域整備計画の随時見直しを図り、適正な土地利用の推進を図ります。
- 高齢化や人口減少が進むことにより農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、農地が適正に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう地域計画を策定し担い手への農地の集積・集約化を行います。

○基盤整備事業の推進

現状と課題

国営・道営・団体振興を通じた基盤整備を推進している。

農地で必要な農業用水を確保するための水路整備、営農条件を改善するための水田、畑の整備、農作物などを運搬するための農業用道路の整備等、農村の環境整備を行っている。

基盤整備事業の実施状況

(単位：円)

事業名	地区名	年度	事業費	市負担金	事業内容
農地整備事業					
通作条件整備事業	大沼	R3	171,310,160	38,544,786	農道整備
		R2	172,728,431	38,863,896	
		R1	50,892,671	11,450,850	
経営体育成型	扇山南 1期	R3	345,098,795	3,326,700	区画整理、暗渠排水、排水路整備
		R2	175,230,138	13,454,850	
		R1	116,428,925	783,773	
	扇山南 2期	R3	142,515,216	1,278,437	区画整理、暗渠排水、排水路整備
		R2	227,817,030	4,113,887	
		R1	64,169,706	656,250	
	扇山北	R3	325,709,908	4,906,096	区画整理、暗渠排水、排水路整備
		R2	389,957,308	6,882,940	
		R1	192,248,982	4,124,748	
水利施設等保全高度化事業					
畑地帯担い手育成型	東山	R3	36,917,100	0	用水路整備
		R2	125,147,000	0	
		R1	157,324,200	0	
	老節布	R3	116,397,642	591,090	区画整理、暗渠排水
		R2	50,186,400	2,073,830	
		R1	－	－	
道営草地畜産基盤整備事業					
	ふらの	R3	1,052,228,650	53,598,072	草地整備、家畜保護施設整備
		R2	431,043,800	17,812,025	
		R1	166,430,000	6,018,283	

⇒負担軽減の支援が必要

⇒近年の気象条件に変化に伴う集中豪雨での河川氾濫等に対応したインフラ整備をする必要があります。

⇒基盤整備の必要性を理解してもらい、賦課金の負担、基盤整備に係る費用負担など次世代に係る負担についても考えることが重要です。

施策の内容

- 圃場の大規模化や土づくり、排水改良などの基盤整備を計画的に推進します。
- 激甚化する豪雨等に対応するため、気候変動を踏まえた排水対策を推進します。
- 気候変動による異常気象が起きており、長雨や集中豪雨などによる農地や農業用施設への被害抑制に向け施設整備を推進します。

(4) 経営発展の基礎となる条件整備

現状と課題

① IT 技術等を用いた機械の導入を支援、スマート農業の推進

選果施設への省力化機械の導入、ハウス自動巻き上げ・自動操舵等先進技術の導入について補助金等を活用した導入支援により、省力化、労働力不足の解消となっている。

(導入実績)

産地生産基盤パワーアップ事業 → GNSS 自動操舵システム 114 台(R2,4)

→ ハウス自動換気装置 134 棟(R3)

→ ハウス自動灌水システム 90 棟(R3)

⇒新たな省力化機械の導入についての展開を検討していく必要がある。

⇒導入への費用対効果を明らかにし、未導入者への利用推進を図る必要がある。

⇒導入コストを低減し、誰もがスマート技術を活用できるよう支援していく必要がある。

② スマート農業を実践する人材の育成

農業者の知見を広げるためのセミナーを開催し、「実装支援」「技術継承」「地域の特性にあった技術への調査研究」に取り組んだ。

⇒全体的な取り組みとなるよう、セミナー開催を継続していく必要がある。

⇒スマート農業研究会全体で知る知識と掘り下げていくものを分けて取り組む必要がある。

③ 省力化に資する栽培技術の調査研究

複合経営が多いため、スマート農業技術の最適化(組み合わせ)が求められ、それに伴い、最適な通信環境の整備も必要となります。全市的な取り組みの前に、山部地区をモデルエリアとして令和5年度から通信環境を整を試行設置し、導入効果を検証します。

今後、山部地区で始まる土地改良事業と ICT 技術を組み合わせることで、更なる効率化・省力化が期待できる。

⇒機器導入の農業者負担について、省力化に見合った負担となるか検証していくことが必要。

施策の内容

●生産現場の課題を解決するスマート農業を推進します。

●スマート農業を実践する人材を育成します。

●農業・農村における ICT 利活用に必要な情報通信環境の整備を行い、農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践するために望ましい環境整備に取り組めます。

●通信環境の整備にあたっては、農業分野のみに限らず、他分野とも共有し最大限活用します。

(5) 経営の発展に向けた多様な取り組みの促進

現状と課題

- ・地元農産物を使用した加工品を、メイドインフラノ認定制度で認定することにより付加価値を高め、新商品の開発や販路拡大を図っている。更に作物販売にもつながっている。
- ・消費者から求められる産地づくりとふらのブランドのイメージアップを図るためふらの未来農業 EXPO を開催した。

(開催内容) デジタルで変わる稼げる農業・活きる農村

産直 EC サイトを使った販路拡大の方法 など

⇒ 農地拡大していくと加工作業に時間が取れなくなる

施策の内容

- 農畜産物等の新商品の開発や域外への販売促進等を支援します。
- 6次産業化や農商工連携が円滑に進むよう、連携機会の創出に努めます。
- 市内で農業経営が縮小してきている分野(養鶏業、ジビエ事業など)を維持、発展に向けた取り組みを強化します。



(6) 環境と調和のとれた農業生産の推進

現状と課題

- ・環境保全型農業直接支援対策事業により、事前環境の保全に資する農業生産方式を導入した農業生産活動の実施する農業者団体等を支援している。

環境保全型農業直接支払交付金の取り組み状況(2022年)〈資料:富良野市経済部農林課〉

取り組み内容	申請者(人)	対象面積(a)
有機農業	5	4,982
カバークロップ	2	740
堆肥施用	3	3,804
合計	のべ10人	9,526

- ・普及センターにより各種栽培試験や病虫害発生予察を行い、結果を栽培講習会等で生産者へ伝達した。また、年間100件以上の土壌診断を実施し適正施肥を促した結果、土壌に応じた施肥の定着がみられるようになった。

また、重点地域で土壌マップを作成し適正施肥に繋げている。

上川農業改良普及センターによる土壌診断

〈資料:上川農業改良普及センター〉

	2019年	2020年	2021年	2022年
土壌診断数	159	163	222	109
試験・調査等実施数	26	19	21	36
病虫害発生予察箇所数	7	7	7	10

⇒堆肥等有機物の積極的な投入や緑肥等の栽培により、地力ある土づくりを促していく必要がある。

施策の内容

- 環境に配慮した農業手法や有機農業の普及を促進します。
- 農薬や化学肥料の使用を減らし、土壌の健全化や生態系の保護に向けた取り組みを推進します。

2. 農村の維持及び振興に関する施策

(1) 集落機能の活性化

現状と課題

農村地域をはじめ、市内すべての地域で人口減少と高齢化が進んでいます。これによって、若い世代の減少や労働力不足が生じ、集落の活性化が困難になっています。

⇒地域の資源や特産品など、地域の魅力を十分に発揮することが重要です。

施策の内容

- 医療の地域間格差解消に向けて、診療所(山部)の維持、交通費助成などを継続するほか、オンライン診療の検討など農村の維持に向け、医療・福祉等サービスを充実させ、若者や外国人材などの定着促進に努めます。
- へき地保育所の施設整備、保育の質の確保を図り、子育て世代の農家が従事しやすい環境づくりに努めます。
- 地域の特産品や資源を活用した地域ブランドを形成し、地域の魅力を発信します。
- 地域活性化に向けた地域活動を行う NPO 法人等の活動を支援します。

(2) 農村地域の多様な担い手の確保

現状と課題

農村地域の担い手の確保は、持続的な地域の発展と農業の継続にとって重要な課題となっています。

良好な環境やインフラの整備、持続可能な農業の取り組みや情報技術の活用、新たな生産方法の導入なども重要です。

農業を継ぐ意欲のある方に対しては、農業の技術や経営のノウハウを学ぶ機会や、資金面の助成など支援を行っていく必要があります。

- ・(一財)富良野市農業担い手育成機構の受入要件を緩和した。今後、新規就農希望者への周知手段を増やしていく。

→資金要件 メロン 400 万円⇒300万円、ミニトマト300万円から200万円

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
新規参入者の確保	2	2	2	1

〈資料：富良野市経済部農業担い手育成センター〉

施策の内容

- 多様な移住・定住者の受入を促進します。

(3) 多様な主体の参画による地域固有の資源の維持及び活用

現状と課題

- ・中山間事業(農村活性化対策事業)により、ふらの東山景観を守る会の取り組みを支援。
取り組み内容としては、①景観作物栽培、②東山エリアの風景、景観作物を題材とした写真コンテスト、③東山エリアの情報発信(PR 動画)、④東山エリアの観光マップの作成をしている。これにより遊休農地の利用、農地保全、農用地の不耕作化、鳥獣害の回避をして地域資源の維持・活用を行っている。

施策の内容

- 地元住民による地域資源の再検証及び活性化への取り組みを支援します。
- 地元企業等との連携による農村の地場資源を活用した新商品開発、新分野への事業展開を推進します。

(4) 地域の持続的かつ自律的发展に必要な条件整備

現状と課題

地域住民や関係機関などと協働体制で生活基盤の整備や有害鳥獣の駆除を行っています。

- ・北海道猟友会富良野支部による有害鳥獣駆除を実施。
- ・農地への侵入を防ぐため、集落協議会助成事業による電牧柵の補助を実施。
- ・鹿柵管理体制整備支援事業費補助金を交付し、固定資産税相当分を助成することで負担軽減を図っている。

施策の内容

- 有害鳥獣の駆除や防鹿フェンスの維持管理の強化、アライグマ、ウサギ等の小動物への被害防止対策を検討・支援します。
- 有害鳥獣駆除の急激な増加に伴い、動物処理施設を有する自治体との広域連携に努めます。
- センサーカメラやドローンなど ICT 等を活用した遠隔監視、被害状況調査、捕獲通知システムなどで鳥獣被害対策を強化していきます。
- 猟銃免許所持者の減少や高齢化が進み、鳥獣被害対策における人材育成の充実強化を図ります。

3. 農畜産物の安全及び安心を確保するための施策

(1) 安全及び安心を確保するために必要な条件整備

現状と課題

化学肥料の適正な管理と使用を指導、品質管理や検査体制を強化することで安全性を確保しています。また、農産物の流通経路や生産過程を追跡できるシステムを導入することで、農産物の安全性を向上させています。

- ・GAP などの安全・安心農業の取り組みの研修会を実施
(開催内容)R2 HACCP 導入セミナー、R3 GAP が導く信頼される産地
- ・栽培履歴の提出によるトレーサビリティを実施し、各市場からの信頼性を得ている。(JA)

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
市主催のセミナー参加者	207	281	308	129

〈資料:富良野市経済部農林課〉

施策の内容

- 観光客を介した圃場へ病害虫の持ち込みを防ぐため、侵入防止の啓発活動を強化します。
- 家畜の伝染性疾病に対する危機管理体制を強化します。
- トレーサビリティ(栽培履歴)を充実し、消費者への情報提供体制の強化を図ります。



(2) 食に関する情報提供の充実

現状と課題

生産者、小売業者、自治体、関係機関などが連携し、透明性や信頼性の高い情報提供を通じて、消費者が安全安心な食材選びを行い食文化の向上と健康社会の実現に向け、情報発信を行ってきました。コロナ禍によりイベントの中止、縮小となり情報発信の場が減ったが、SNSを活用することで情報を発信することができました。

また、学校農園やJA 青年部による子供農作業体験などを行い、農業に触れる体験を充実させ、食育の推進を行ってきました。

施策の内容

- 富良野市子どもたちのための食育ガイドラインにより、体験活動を通じた食に関する教育の機会を充実します。
- 給食事業と連携した食育教育を充実します。
- 農業や農村の魅力を伝える情報発信・活動を強化します。
- 地元産の農畜産物の魅力を発信し、市内外への需要拡大、プロモーション活動を強化します。



(3) 生産者と消費者の交流を通じた信頼関係の構築

現状と課題

見学会や農業体験イベントを通じて、消費者が生産現場を実際に体験することで信頼を深めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響でここ数年は実施できずにいる。

徐々にコロナ禍前の日常に戻りつつあるので、生産者と消費者の交流の機会を増やしていき、相互理解と信頼関係を築いていく。

⇒ウェブサイトや SNS などを活用した交流も確立できてきているので、対面での交流との両面で進めていく必要がある。

⇒消費者が関心を持つ情報を積極的に提供していく必要がある。

⇒消費者の声や思いを直接聞くことで、要望やニーズを把握し今後に生かしていくことが重要。

施策の内容

- イベントを介した相互理解を促進します。
- 農業者を含む地域の多様な主体が地域ぐるみで連携して、食・滞在・体験等を提供するアグリツーリズムを推進します。
- ECサイトやSNSの活用等により、単に商品だけでなく背景も含めた情報で価値を高め、産地と消費者が結び付く取り組みを推進します。



(4) 市内流通の確保

現状と課題

- ・各種セミナーへの参加促進や各種情報提供を行った他、加工用機器の貸し出しにより6次化の支援を行い地産地消に取り組んだ。今後、世代交代や技術の継承を行っていく必要がある。
- ・メイドインフラノ認定制度により、地元企業が地元食材を活用した商品開発に取り組み、富良野製品の付加価値向上と地産地消に努めることが出来た。

⇒農業・商業・観光業の連携が必要

	R1	R2	R3	R4
メイドインフラノ認定商品数	54	61	61	66

〈資料：富良野市経済部商工観光課〉

施策の内容

- 食品産業と農業、観光業との連携強化に取り組みます。
- 地元食材を利用した特産品開発を支援します。
- 地産地消を促進するために、農産物の流通ルートや消費者との接点を強化する取り組みを行います。

参考資料

1 富良野市農業及び農村基本条例

富良野市農業及び農村基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条－第13条）
- 第3章 審議会の設置（第14条－第19条）
- 第4章 委任（第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村に関する基本理念、その実現に必要な基本的施策、市、農業者及び農業団体の責務、市民及び事業者の役割を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境に配慮し将来にわたり良質な食料を安定供給する豊かな田園都市の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 農業者 市内で自ら農業を営む個人、団体及び法人をいう。
- （2） 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他の農業関係団体をいう。
- （3） 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務地又は通学地を有する者若しくは滞在する者並びに市内に所在する不動産の所有者又は管理者をいう。
- （4） 事業者 市内で農業に関連する事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- （5） 市 市長、農業委員会及び教育委員会をいう。
- （6） 集落機能 農村における農業資源の維持管理機能、農業生産面での相互補完機能及び生活面での相互扶助機能をいう。

（基本理念）

第3条 本市農業は、優良な農地、農業資源及び担い手を適切に確保し地域特性を踏まえた望ましい農業構造を確立し、将来にわたり持続的な発展を図ることで、多様化する需要に即した良質な食料を安定的に供給するとともに、食料自給率の向上に貢献するものとする。

2 農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤として役割を果たすものであるもので、農畜産物の供給機能及び国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面にわたる機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生産条件及び生活環境の整備その他の福祉の向上が図られなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、農業及び農村に関する総合的な施策を推進する責務を有する。

2 市は、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び北海道との適切な役割分担を踏まえて、市の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

3 市は、農業及び農村に関する施策への市民理解を促進するための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業者の責務)

第5条 農業者は、自らが農村におけるまちづくりの重要な役割を担っていることを認識し、農業及びこれに関連する活動を行うにあたっては基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(農業団体の責務)

第6条 農業団体は、農業及び農村に関連する活動を行うにあたっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業団体は、専ら農業を営む者及び経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう生産、流通その他必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

第7条 市民は、農業及び農村が市民生活に果たしている役割についての理解を深め、多面的機能の維持活動への参画、地域で生産される農畜産物の積極的な消費に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり農業及び農村の発展に積極的に協力するものとする。

2 食品の加工、流通及び販売に携わる事業者は、地域で生産された農畜産物を積極的に使用し、又は活用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、概ね5年を期間とする富良野市農業及び農村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- (2) 農業及び農村に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及び目標
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、市議会に報告するとともに、市民に公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策についての基本的な事項)

第10条 市は、基本理念にのっとり各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、農業及び農村に関する施策の策定及び実施を、総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 市は、農業者等の自主的な努力を支援することを基本に、施策を講ずるものとする。

(農業の持続的発展に関する施策)

第11条 市は、農業の持続的発展のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農業の担い手の育成及び確保
- (2) 需要に即した生産の促進
- (3) 農地の有効利用の促進
- (4) 経営発展の基礎となる条件整備

(5) 経営の発展に向けた多様な取り組みの促進

(6) 環境と調和のとれた農業生産の推進

(農村の維持及び振興に関する施策)

第12条 市は、農村の維持及び振興のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 集落機能の活性化

(2) 農村地域の多様な担い手の確保

(3) 多様な主体の参画による地域固有の資源の維持及び活用

(4) 地域の持続的かつ自立的発展に必要な条件整備

(農畜産物の安全及び安心を確保するための施策)

第13条 市は、農畜産物の安全及び安心を確保するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 安全及び安心を確保するために必要な条件整備

(2) 食に関する情報提供の充実

(3) 生産者と消費者の交流を通じた信頼関係の構築

(4) 市内流通の確保

第3章 審議会の設置

(設置)

第14条 富良野市農政の推進にあたり、市長の附属機関として富良野市農政審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第15条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行い、市長に意見を具申するものとする。

(1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるものの他、農政に関する重要な事項

(委員)

第16条 審議会の委員は、次に掲げる者の中から15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(1) 富良野市区域内の農業者

(2) 市民（公募による。）

(3) 農業団体の職員

(4) 事業者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 学識経験者

2 委員は、調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第17条 審議会に委員の互選により委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長は、会議の議長となり会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第18条 審議会の会議は市長の要請に応じて委員長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

第 4 章 委任

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 富良野市農業振興条例（昭和 50 年条例第 25 号）及び富良野市農政審議会条例（昭和 63 年条例第 17 号）は、廃止する。

参考資料

2 策定經過

(1) 富良野市農政審議会の開催経過

	開催日	議題等
第1回	令和5年6月28日	(1)辞令交付 (2)委員長、副委員長選出 (3)新たな計画策定の基本的な考え方について (4)新たな農業・農村計画策定スケジュールについて (5)第3次農業及び農村基本計画の検証について (6)アンケート調査の実施について
第2回	令和5年8月1日	(1)アンケート調査の集計結果について (2)第3次農業及び農村基本計画の検証について (3)新たな基本計画における施策毎の取組について
第3回	令和5年10月24日	(1)新たな基本計画における取組内容(案)について
第4回	令和5年12月26日	(1)第4次農業及び農村基本計画(案)の審議
答申	令和6年1月22日	・第4次農業及び農村基本計画(案)について

○富良野市農政審議会委員名簿(敬称略)

区分	氏名	地区又は所属	備考
市内農業者	小 師 和 彦	中央地区(露地野菜)	委員長
	藤 野 啓一郎	東部地区(畑作)	副委員長
	高 田 忠 明	西部地区(野菜作)	
	杉 村 鉄 也	山部地区(水稻+畑作)	
	池 田 勝	山部地区(水稻+施設園芸)	
	小笠原 博	東山地区(施設園芸)	
	岡 田 憲 雄	東山地区(露地野菜)	
	鶴 井 敦 士	東部地区(酪農)	
	桑 折 裕美子	女性農業者(露地野菜・畑作)	
	林 真佐子	女性農業者(畑作・施設園芸)	
農業団体職員	菊 地 邦 之	ふらの農業協同組合 常任理事	
事業者	一 宮 孝 一	NTT 東日本 北海道北支店 BI 部 課長	
関係機関職員	狩 野 康 弘	上川農業改良普及センター富良野支所長	
学識経験者	東 山 寛	北海道大学農学部農業経済学科 教授	
市民	本 谷 志雅子	一般公募 女性農業者グループ	

(2) 富良野市農政審議会以外の市民参加の経過

(1) パブリックコメント

時 期	内 容
令和6年2月15日 ～ 3月5日	第4次富良野市農業及び農村基本計画(素案)の策定について

(2) 意見交換会・意見聴取

対象者	開催日	議 題 等
ふらの未来農業 EXPO2023 セミナ ー参加者	令和5年11月17日	第4次富良野市農業及び農村基本計画(素案)について
JAふらの青年部	令和5年11月30日	第4次富良野市農業及び農村基本計画(素案)について

(3) その他・庁内検討などの経過

	開催日	議題等
庁内策定委員会	令和5年4月25日	委員会の設置
市内関係機関及び 庁内関係部署 への照会	令和5年4月27日 ～5月12日	第3次基本計画における関連事業の実施状況について
庁内策定委員会	令和5年10月4日	新たな計画策定に向けた農業・農村との連携について
庁内策定委員会	令和6年3月 日	計画最終確認

参考資料

3 アンケート調査

アンケート調査結果

回答率 12.97% (71/547)

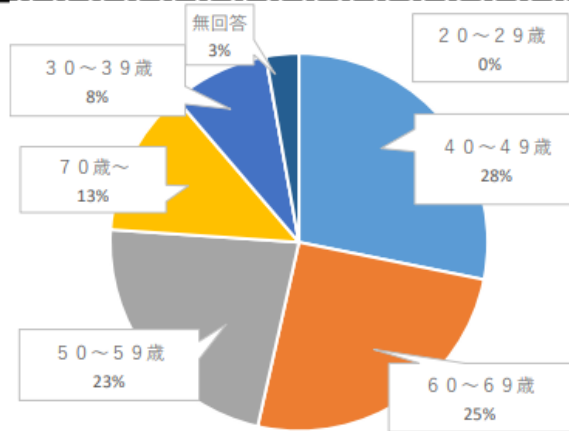
調査方法 郵送による配布。

FAX、インターネットによる回答

1

経営者の年齢

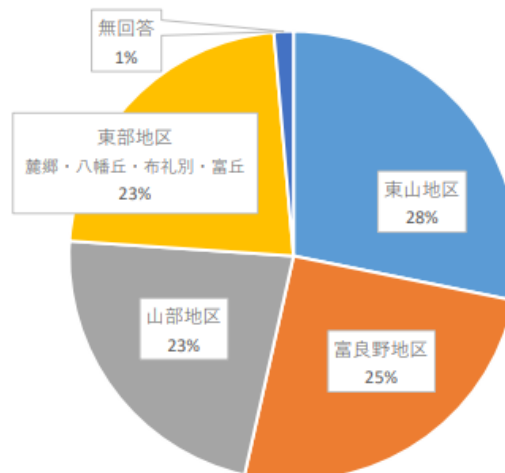
区分	回答数	構成比
40～49歳	20	28%
60～69歳	18	25%
50～59歳	16	23%
70歳～	9	13%
30～39歳	6	8%
20～29歳	0	0%
無回答	2	3%
合計	71	100%



2

主とする経営地区

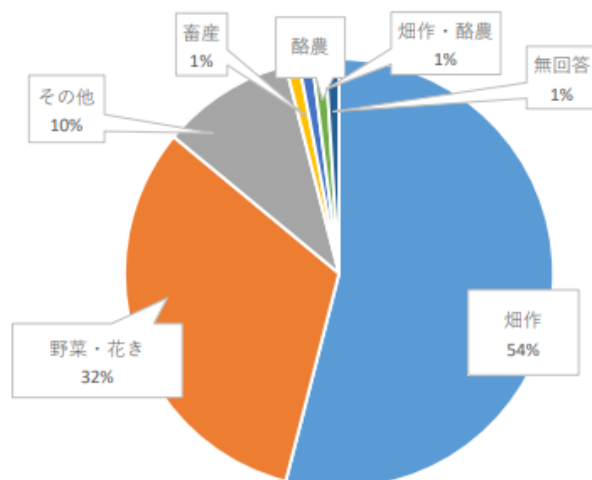
区分	回答数	構成比
東山地区	20	28%
富良野地区	18	25%
山部地区	16	23%
東部地区	16	23%
無回答	1	1%
合計	71	100%



3

経営形態

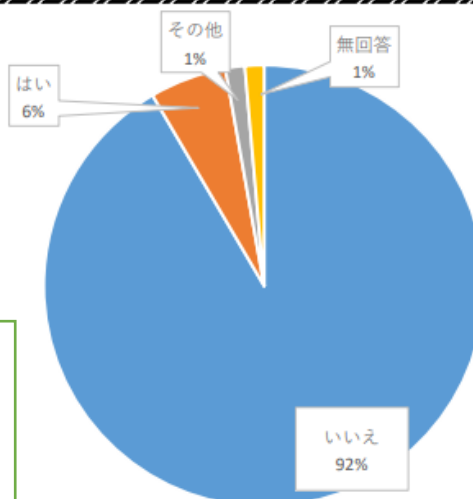
区分	回答数	構成比
畑作	54	54%
野菜・花き	32	32%
その他	10	10%
畜産	1	1%
酪農	1	1%
畑作・酪農	1	1%
無回答	1	1%
合計	100	



4

今後、現在とはちがう経営形態を考えていますか

区分	回答数	構成比
いいえ	65	92%
はい	4	6%
その他	1	1%
無回答	1	1%
合 計	71	



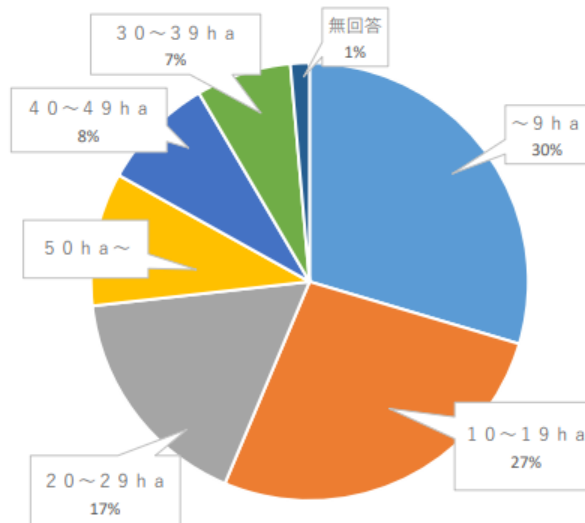
→はいと答えた方はどのような経営形態を考えていますか。

- ・農福連携という様な農業
- ・野菜及び畑作
- ・6次化
- ・具体的にはまだ決まっていないが、現在の作付作物の状況をみて考え

5

経営面積

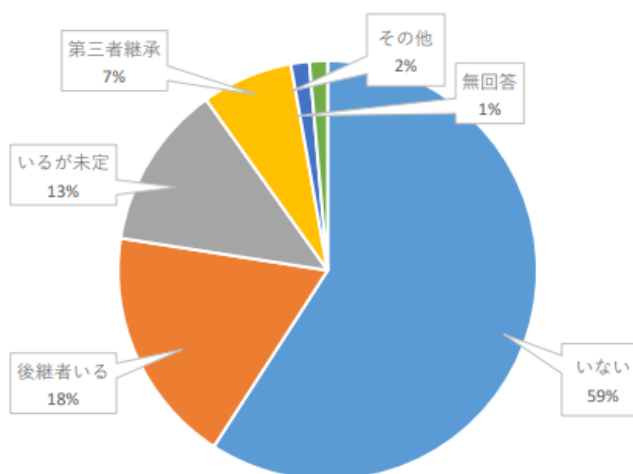
区分	回答数	構成比
～9ha	21	30%
10～19ha	19	27%
20～29ha	12	17%
50ha～	7	10%
40～49ha	6	8%
30～39ha	5	7%
無回答	1	1%
合 計	71	100%



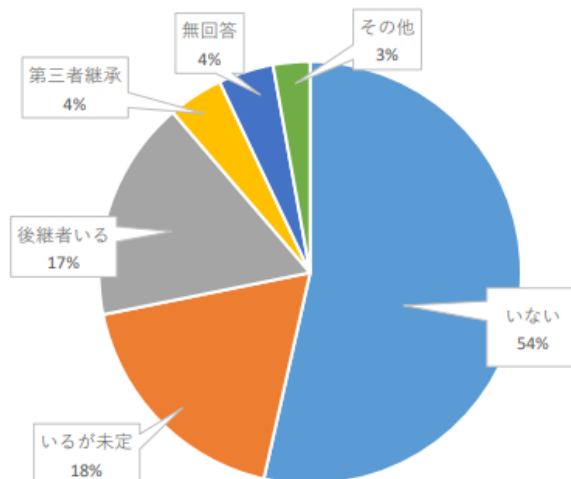
6

後継者（5年先）

区分	回答数	構成比
いない	42	59%
後継者いる	13	18%
いるが未定	9	13%
第三者継承	5	7%
その他	1	1%
無回答	1	1%
合 計	71	100%

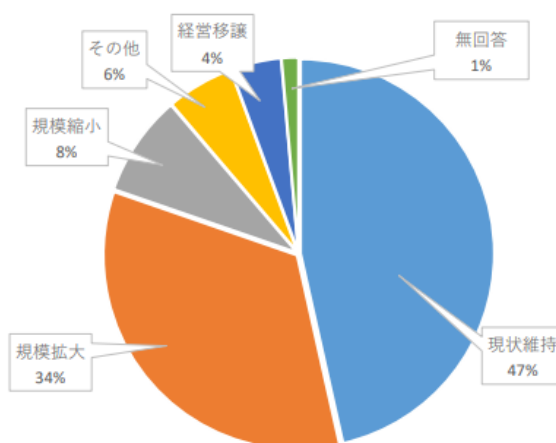


区分	回答数	構成比
いない	38	54%
いるが未定	13	18%
後継者いる	12	17%
第三者継承	3	4%
無回答	3	4%
その他	2	3%
合 計	71	100%



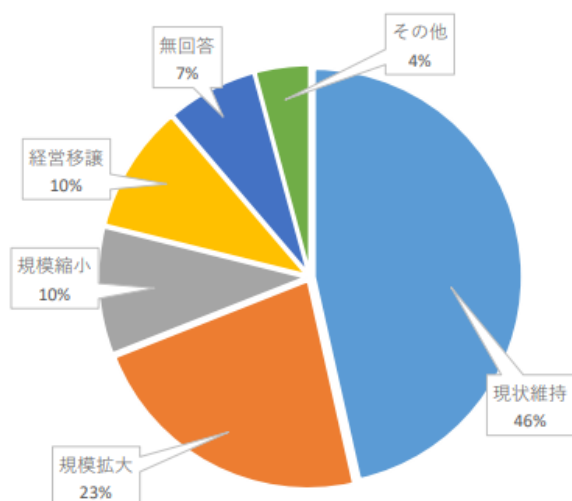
5年後

区分	回答数	構成比
現状維持	33	46%
規模拡大	24	34%
規模縮小	6	8%
その他	4	6%
経営移譲	3	4%
無回答	1	1%
合 計	71	100%

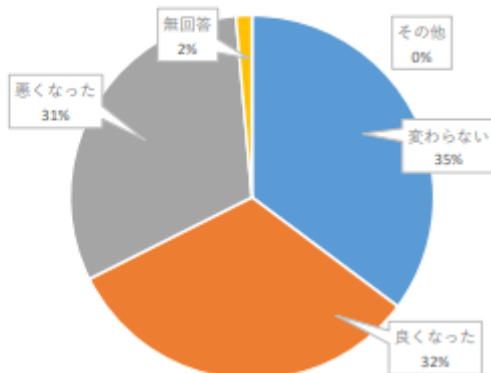


10年後

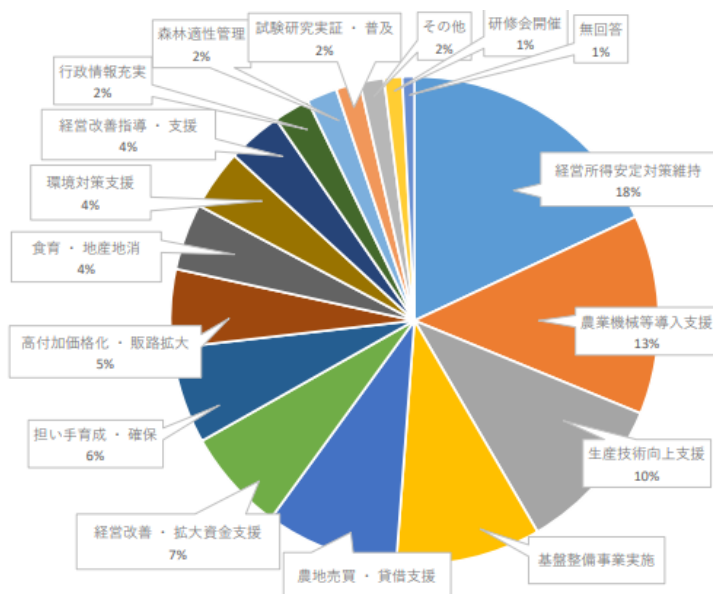
区分	回答数	構成比
現状維持	33	46%
規模拡大	16	23%
規模縮小	7	10%
経営移譲	7	10%
無回答	5	7%
その他	3	4%
合 計	71	100%



区分	回答数	構成比
変わらない	25	35%
良くなった	23	32%
悪くなった	22	31%
無回答	1	1%
その他	0	0%
合 計	71	100%



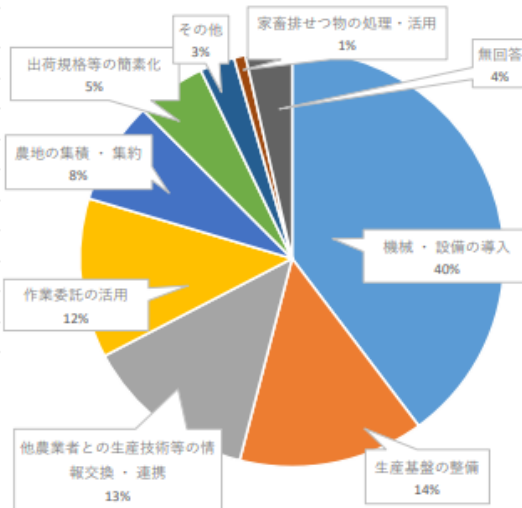
区分	回答数	構成比
経営所得安定対策維持	45	18%
農業機械等導入支援	33	13%
生産技術向上支援	26	10%
基盤整備事業実施	24	10%
農地売買・貸借支援	22	9%
経営改善・拡大資金支援	17	7%
担い手育成・確保	16	6%
高付加価値化・販路拡大	13	5%
食育・地産地消	11	4%
環境対策支援	10	4%
経営改善指導・支援	9	4%
行政情報充実	6	2%
森林適性管理	5	2%
試験研究実証・普及	4	2%
その他	4	2%
研修会開催	3	1%
無回答	2	1%
合 計	250	



11

農作業の生産性向上のために今後行いたいと考える取組（※2つまで選択）は何ですか

区分	回答数	構成比
機械・設備の導入	45	40%
生産基盤の整備	16	14%
他農業者との生産技術等の情報交換・連携	15	13%
作業委託の活用	14	12%
農地の集積・集約	9	8%
出荷規格等の簡素化	6	5%
その他	3	3%
家畜排せつ物の処理・活用	1	1%
無回答	4	4%
合 計	113	



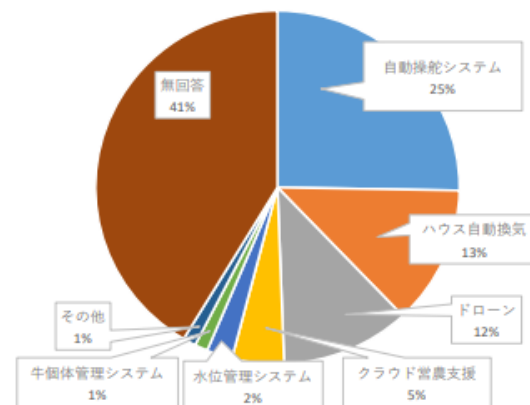
その他

- ・適期作業とそれを可能にする体制構築
- ・近い将来廃業するので

12

スマート農業機器で導入を予定・検討しているものがあればおしえてください

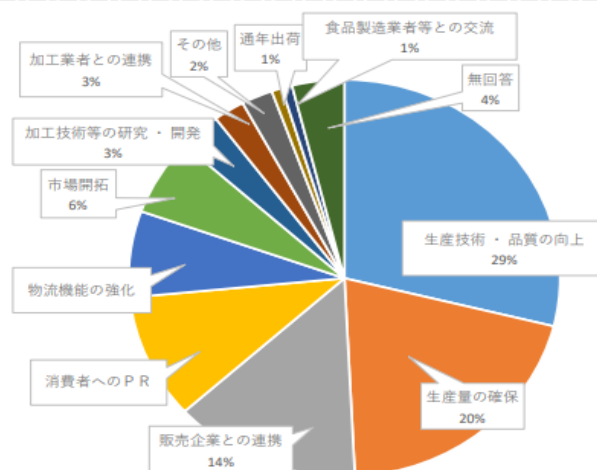
区分	回答数	構成比
自動操舵システム	22	25%
ハウス自動換気	11	13%
ドローン	10	11%
クラウド営農支援	4	5%
水位管理システム	2	2%
牛個体管理システム	1	1%
その他	1	1%
無回答	36	41%
合 計	87	



13

農畜産物のブランド力を向上させるために地域で取り組んでいく必要があると考えることは何ですか（※2つまで選択）

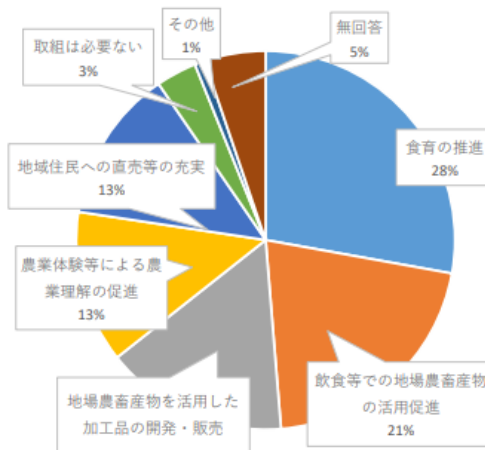
区分	回答数	構成比
生産技術・品質の向上	37	29%
生産量の確保	26	20%
販売企業との連携	18	14%
消費者へのPR	13	10%
物流機能の強化	9	7%
市場開拓	8	6%
加工技術等の研究・開発	4	3%
加工業者との連携	3	2%
その他	3	2%
通年出荷	1	1%
食品製造業者等との交流	1	1%
無回答	5	4%
合 計	128	



14

地産地消の推進のため、地域で取り組んでいく必要があると考えることは何ですか

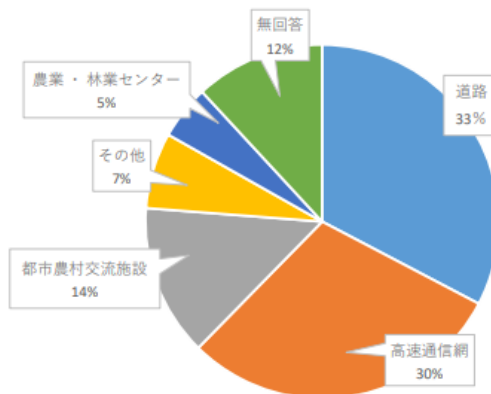
区分	回答数	構成比
食育の推進	32	28%
飲食等での地場農畜産物の活用促進	24	21%
地場農畜産物を活用した加工品の開発・販売	18	16%
農業体験等による農業理解の促進	15	13%
地域住民への直売等の充実	15	13%
取組は必要ない	4	3%
その他	1	1%
無回答	6	5%
合 計	115	



15

快適な生活環境維持のために重要と考える生活インフラ等は何ですか

区分	回答数	構成比
道路	33	33%
高速通信網	30	30%
都市農村交流施設	14	14%
その他	7	7%
農業・林業センター	5	5%
無回答	12	12%
合 計	101	



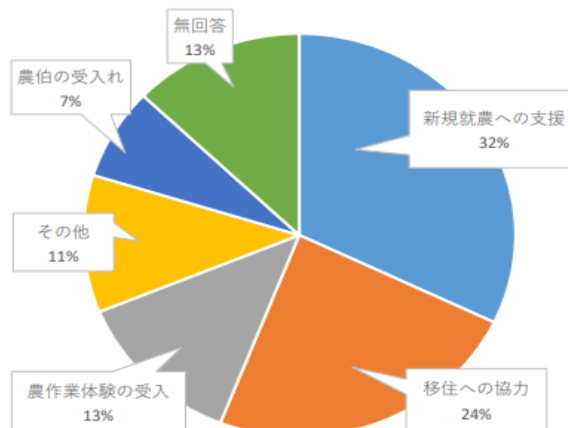
その他

- ・ポイ捨て等のごみ対策
- ・医療施設と日用品小売店
- ・病院（特に小児科）、除排雪
- ・高齢者の移動手段の確保
- ・光回線が配置されたのでネットの利用方法などの市職による地域指導

16

農村地域の活性化に必要と考える取組は何ですか

区分	回答数	構成比
新規就農への支援	35	32%
移住への協力	26	24%
農作業体験の受入	14	13%
その他	12	11%
農伯の受入れ	8	7%
無回答	14	13%
合 計	109	



参考資料

4 用語解説

用語集(アイウエオ順)

用語	説明
ICT(情報通信技術) (アイシーティ)	Information and Communication Technology の略。 情報・通信に関する技術のこと。
アグリツーリズム	農業(アグリ)と旅行(ツーリズム)を組み合わせた言葉。 都市部に住む人や地方の農村や農場までを旅行し、可能であれば一定期間、滞在しないし宿泊し、田植えや稲刈りなど農業現場を体験することを目指す。
インボイス制度	消費税の軽減税率を伝える適格請求書(インボイス)を交付・保存する制度。
SDGs (イ・ス・ディー・ジーズ)	Sustainable Development Goals の略。 国連が掲げる持続可能な開発目標。持続可能な開発とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発のこと。
温室効果ガス(GHG)	大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を温める効果を持つ気体のこと。二酸化炭素、メタン、フロンなどが温室効果ガスに該当する。
関係人口	移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。
GAP (ギャップ) (関連)農場 HACCP	Good Agricultural Practice の略。 農作物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、農産物の生産工程を管理する手法。 第三者が認証するものとして「J・GAP」「G・GAP」などがある。 畜産における飼養衛生管理手法を指す。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けがされず、この数年の間に再び作付けをする考えのない耕地のこと。
コントラクター	耕起や農産物の収穫作業等の農作業の請負を行う組織のこと。
スマート農業	ロボット技術やAI(人工知能)、ICT(情報通信技術)、ゲノム(遺伝情報)編集技術、再生医療技術など先端技術を活用し、食料生産における省力化や生産性向上、高品質化、環境負荷の低減を図ること。
GDP (ジー・ディー・ピー)	Gross Domestic Product の略。国内総生産のことを指します。 1年間など、一定期間内に国内で産出された付加価値の総額で、国の経済活動状況を示します。付加価値とは、サービスや商品などを販売したときの価値から、原材料や流通費用などを差し引いた価値のこと。

セクションコントロール	一度作業した場所、並びに圃場の境界線の外では作業をせずに、圃場内でなおかつ未作業のエリアのみ作業機を動作させるシステム。
ゼロカーボン	温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。温室効果ガスとは、二酸化炭素(CO ₂)やメタン(CH ₄)といった、地球を温かく保つ働きを持つ気体の総称。
地域計画	人と農地の問題を解決するための未来の設計図。
地産地消	地域で生産されたものを地域で消費すること。
特定技能制度	生産性向上や国内人材確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するために創設された制度。
トレーサビリティ	食品の流通経路情報(食品の流通した経路及び所在等を記録した情報)を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組みのこと。
農業 DX	ロボットや AI、Iot などのデジタル技術を導入して、消費者が価値を感じながらも安定した食料供給をできる農業を実現させること。農業に限らず、流通、小売り、消費者、農業行政を含めたデジタル化を目指すこと。
農商工連携	農村には、その地域の特色ある農産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源がたくさんある。 このような資源を有効に活用するため、農業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。
農地中間管理機構	農地等を貸したい農家(出し手)から農地等を預かり、規模拡大や経営の効率化を進めている地域の担い手農家(受け手)へ農地利用の集積・集約化を進めるために農地等の中間的受け皿となる組織のこと。都道府県ごとに 1 つ組織を置くこととなっており、北海道では(公財)北海道農業公社により事業が行われている。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自身や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

HACCP (ハサップ)	食品の衛生管理手法の一つ。危害分析重要管理点方式ともいう。製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法であり、危害分析、CCP(重要管理点)、CL(管理基準)、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。
半農半X	農業とそれ以外の別のもの得られる収入で、心の豊かさを重視するライフスタイルのこと。
メイドインフラノ認定制度	地元食材を基準以上使用し、地産地消・地域貢献や美味しさ等の観点から厳正な審査のもとに認定している制度。
酪農ヘルパー	酪農家は、朝夕の搾乳作業により、1年を通じて休みが取りづらい実態にあるが、定期的な休日の確保などにより、ゆとりある経営が実現できるよう、酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事すること。
リモートセンシング	対象物に触れることなく、離れたところから物体の形状や性質などを観測する技術のこと。
6次産業化	生産・加工・販売の一本化を融合することで新しい産業を形成する取り組み。
有機農業	環境負荷の軽減と同時に化学肥料や農薬に基本的に依存しない栽培方法による農業のこと。 JAS 法では、播種又は植付け前2年以上の間、堆肥等による土づくりを行ったほ場において、化学的に合成された肥料や農薬を使用せずに生産された農産物が有機農産物であると規定している。
ワーケーション	Work(働く)と vacation(休暇)を組み合わせた言葉で、普段の職場とは異なる場所で仕事をしながら休暇を取る働き方のこと。

発 行 令和 6 年 3 月
発行者 富良野市経済部農林課
〒076-8555 富良野市弥生町 1 番 1 号
TEL 0167-39-2309 FAX 0167-23-2122
富良野市 HP <http://www.city.furano.hokkaido.jp/>